資料２

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の概要
（船員保険関係）

１　入院時食事療養費等の額の特例

医療費の一部負担金が免除される方を対象に、平成 24 年 2 月 29 日までの間で、特定被災区域（別添）における救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣の定める日までの間、入院時の食費・光熱水費等について自己負担額を免除する。

※　医療費の一部負担金免除は、現行法で対応（平成 24 年 2 月 29 日まで）。

２　保険料の免除の特例

厚生労働大臣は、特定被災区域に住所を有する船舶所有者について、震災による被害を受けたことにより、その被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている場合は、最長で平成 24 年２月までの間、船員保険の保険料を免除することができる。

３　標準報酬月額の改定の特例

特定被災区域に住所を有する船舶所有者の被保険者について、震災による被害を受けたことにより、平成 24 年２月までの間に報酬に著しい変動が生じた場合、その月から標準報酬月額を改定することができる。

また、標準報酬月額の改定の特例が行われることによって、傷病手当金等（※）の給付に不利益が生じないよう、平成 24 年２月までの間に支給される傷病手当金については、特例による改定前の標準報酬月額に基づいた給付を行えることとする。

（※）出産手当金、休業手当金、障害年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、障害前払一時金、遺族前払一時金等についても同様に措置。

４　死亡を支給事由とする給付の特例

震災によって行方不明となった者について、遺族一時金など死亡を支給事由とする給付を速やかに支給するための措置を講ずる。

※　厚生年金保険法、労働者災害補償保険法等についても同様の措置が講じられている。

５　施行日

公布の日（平成 23 年５月２日）。ただし、２・３については平成 23 年３月１日から、１については平成 23 年３月 11 日から適用。

【別 添】

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として政令で定められた特定被災区域

(標準報酬の改定の特例及び保険料の免除の特例関係)

(第二条第一項関係)

青森県	八戸市　上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市　宮古市　大船渡市　花巻市　北上市　久慈市　遠野市　一関市　陸前高田市　釜石市　二戸市　八幡平市　奥州市　岩手郡雫石町　同郡葛巻町　同郡岩手町　同郡滝沢村　紫波郡紫波町　同郡矢巾町　和賀郡西和賀町　胆沢郡金ケ崎町　西磐井郡平泉町　東磐井郡藤沢町　気仙郡住田町　上閉伊郡大槌町　下閉伊郡山田町　同郡岩泉町　同郡田野畑村　同郡普代村　九戸郡軽米町　同郡野田村　同郡九戸村　同郡洋野町　二戸郡一戸町
宮城県	仙台市　石巻市　塩竈市　気仙沼市　白石市　名取市　角田市　多賀城市　岩沼市　登米市　栗原市　東松島市　大崎市　刈田郡蔵王町　同郡七ケ宿町　柴田郡大河原町　同郡村田町　同郡柴田町　同郡川崎町　伊具郡丸森町　亘理郡亘理町　同郡山元町　宮城郡松島町　同郡七ケ浜町　同郡利府町　黒川郡大和町　同郡大郷町　同郡富谷町　同郡大衡村　加美郡色麻町　同郡加美町　遠田郡涌谷町　同郡美里町　牡鹿郡女川町　本吉郡南三陸町
福島県	福島市　会津若松市　郡山市　いわき市　白河市　須賀川市　喜多方市　相馬市　二本松市　田村市　南相馬市　伊達市　本宮市　伊達郡桑折町　同郡国見町　同郡川俣町　安達郡大玉村　岩瀬郡鏡石町　同郡天栄村　南会津郡下郷町　同郡檜枝岐村　同郡只見町　同郡南会津町　耶麻郡北塩原村　同郡西会津町　同郡磐梯町　同郡猪苗代町　河沼郡会津坂下町　同郡湯川村　同郡柳津町　大沼郡三島町　同郡金山町　同郡昭和村　同郡会津美里町　西白河郡西郷村　同郡泉崎村　同郡中島村　同郡矢吹町　東白川郡棚倉町　同郡矢祭町　同郡塙町　同郡鮫川村　石川郡石川町　同郡玉川村　同郡平田村　同郡浅川町　同郡古殿町　田村郡三春町　同郡小野町　双葉郡広野町　同郡楢葉町　同郡富岡町　同郡川内村　同郡大熊町　同郡双葉町　同郡浪江町　同郡葛尾村　相馬郡新地町　同郡飯舘村
茨城県	水戸市　日立市　土浦市　石岡市　龍ケ崎市　下妻市　常総市　常陸太田市　高萩市　北茨城市　笠間市　取手市　牛久市　つくば市　ひたちなか市　鹿嶋市　潮来市　常陸大宮市　那珂市　筑西市　稲敷市　かすみがうら市　桜川市　神栖市　行方市　鉾田市　つくばみらい市　小美玉市　東茨城郡茨城町　同郡大洗町　同郡城里町　那珂郡東海村　久慈郡大子町　稲敷郡美浦村　同郡阿見町　同郡河内町　北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市　小山市　真岡市　大田原市　矢板市　那須塩原市　さくら市　那須烏山市　芳賀郡益子町　同郡茂木町　同郡市貝町　同郡芳賀町　塩谷郡高根沢町　那須郡那須町　同郡那珂川町
千葉県	千葉市　旭市　習志野市　我孫子市　浦安市　香取市　山武市　山武郡九十九里町
新潟県	十日町市　上越市　中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

(第二条第二項関係)

青森県	三沢市　三戸郡階上町
茨城県	古河市　結城市
栃木県	足利市
千葉県	銚子市　市川市　船橋市　松戸市　成田市　佐倉市　東金市　八千代市　印西市　富里市　印旛郡酒々井町　同郡栄町　香取郡多古町　同郡東庄町　山武郡横芝光町

東日本大震災に係る医療保険制度の財政支援措置（船員保険分）

平成23年度1次補正　１．２億円

厚生労働省
保険局保険課

１．保険料の減免等による損失補填

①標準報酬の改定の特例による損失補填
震災に伴い急激に報酬が減少した被保険者の標準報酬月額の即時改定を行った被用者保険者への補助

（※）通常は、報酬に大幅な変動が生じた月（1ヶ月）により、その翌月（2ヶ月目）から随時改定を行う。

②保険料の減免による損失補填
震災に伴い保険料を減免した（※）保険者への補助

（※）災害により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所等の保険料を減免

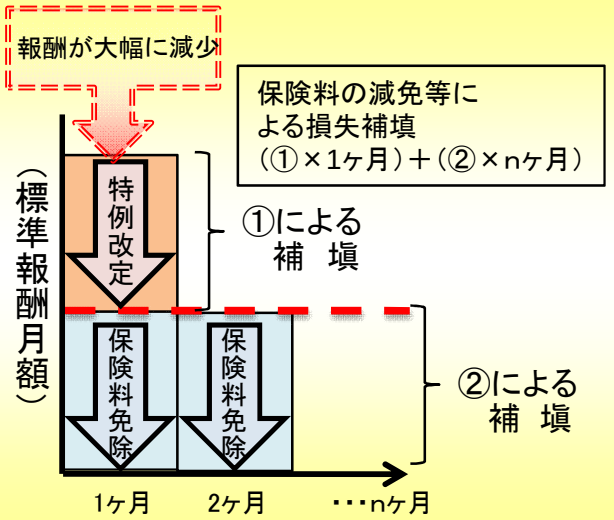

２．一部負担金等の減免による損失補填

被災地にお住まいで生活にお困りの方（※）の医療機関等での窓口負担や入院時の食費・光熱水費の自己負担分を減免した保険者への補助

（※）①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方　②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
③主たる生計維持者が行方不明である方　④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方　⑤主たる生計維持者が失職し現在収入がない方
⑥福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示・計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

医療費

窓口負担 ｜ 保険給付

減免

・70歳未満の方は、原則3割
・70歳以上の方は、原則1割

入院時の食費・光熱水費

自己負担 ｜ 保険給付

減免

・65歳以上で療養病床に入院する方（密度の高い医療を必要とする方を除く）の食費は所得に応じて、一食460円、210円、130円。光熱水費は原則一日320円。
・その他の方の食費は所得に応じて、一食260円、210円、100円